

平成28年8月2日

各施設長様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部
介護保険課長

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について

施設給食の衛生管理につきましては、日頃より格別のご配慮をいただきありがとうございます。

さて、みだしの件につきまして、厚生労働省医薬品局食品安全部長より通知がありましたので、お知らせします。

本改正において、器具、容器等に塩素系消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等）やエタノール系消毒剤を使用する際の留意点、亜塩素酸水又は次亜塩素酸ナトリウム等十分な洗浄が困難な器具に使用する際の留意点等が追加されました。新旧対照表を送付しますので、厚生労働省ホームページより「大量調理施設衛生管理マニュアル」をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000130493.pdf>

今後とも食中毒予防ため、十分ご注意くださいようよろしくお願いいたします。

介護保険課指導係
052-972-2592 小野